

毛呂山町農業経営継続支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肥料や飼料等の価格高騰の影響を受けている農業経営者の支援を目的として、毛呂山町農業経営継続支援事業支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に住所を有する個人であって、前年中の農業収入が15万円以上のもの

(2) 町内に事務所又は事業所を有する法人であって、前年中の農業収入が15万円以上のもの

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 農業収入が15万円以上50万円未満 1万5千円

(2) 農業収入が50万円以上100万円未満 3万円

(3) 農業収入が100万円以上300万円未満 5万円

(4) 農業収入が300万円以上500万円未満 8万円

(5) 農業収入が500万円以上 10万円

(支援金の申請方法及び期間)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毛呂山町農業経営継続支援事業支援金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申請書を提出できる期間は、町長が別に定める。

(支援金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定する。

2 町長は、支援金の交付を決定したときは毛呂山町農業経営継続支援事業支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金の交付をしないことを決定し

たときは毛呂山町農業経営継続支援事業支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 町長は、前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付する。

2 補助金の交付は、口座振込によるものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第7条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明したときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、申請者に対し毛呂山町農業経営継続支援事業支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するとともに、支援金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。